

3～5歳児クラス用
(2017年4月2日～2020年4月1日までに生まれた児童)

認証保育所などの保育料補助制度のご案内

令和5年度中野区認証保育所等保護者補助金

令和5年度
令和5年5月発行



【担当】中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課
幼稚園・認可外保育係
直通電話 03-3228-8979 (平日 8時30分～17時)

補助対象施設

施設所在地	施設類型	施設名称
中野区	認証保育所	幼保園ベビーサロン新中野
		マミーズエンジェル中野白鷺保育園
		ぼけっとランド中野坂上
		グローバルキッズ中野新橋園
		ピノッキオ保育園
		エンゼル保育室
		龍の子保育室
	認可外保育施設	マ・メール
		バイリンガルアート保育ルーム FairyTale
		保育所どれみ
		ちっちゃな保育園リトルフェアリー
		アオバジャパン・バイリンガルプリスクール 中野キャンパス
		新中野キリスト教会附属子どもセンター
		東京コミュニティスクール (プレ初等部)
中野区外	認証保育所	区外認証保育所はすべて補助対象施設となります。
	認可外保育施設	施設によって補助金の対象有無が異なります。 在籍する施設が補助対象施設であるかどうかは、幼稚園・認可外保育係 (03-3228-8979) へお問い合わせください。

※中野区内・区外ともに企業主導型保育事業については対象外となります。

補助対象条件

認証保育所に在籍する方

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 中野区の施設等利用給付認定（新2号認定）を有効に取得していること
※施設等利用給付認定（新2号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。

まだ新2号認定を申請していない方は
必要書類を確認のうえ申請してくださ
い



認証保育所以外の認可外保育施設に在籍する方

- (1) 児童及び保護者が、月の初日に中野区内に住民登録があること
- (2) 月の初日に保護者が補助対象施設（P.1 参照）と月ぎめ利用契約をしていること
- (3) 補助対象施設に月ぎめ保育料の満額を支払っていること（保育料未納月は補助対象外）
- (4) 中野区の施設等利用給付認定（新2号認定）を有効に取得していること
※施設等利用給付認定（新2号認定）とは幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な認定です。
- (5) 中野区の保育認定を受け、保育料の補助を希望する月に係る認可保育所等の利用申込みを行い利用保留となり、入所承諾の辞退又は退所をしていないこと
※入所承諾の辞退や利用の解除をした場合、辞退対象月が属する年度末までは補助金が不交付となります。
※3月の入所を希望する申込みは行えないため、2月と4月の申込みが有効な場合に3月も申込みを行っているものとみなします。

まだ新2号認定を申請していない方は
必要書類を確認のうえ申請してくださ
い



補助対象期間

補助対象期間は、施設等利用給付認定（新2号認定）の有効期間です。

補助金額の計算方法

1. 補助限度額を計算する…A

「補助対象施設と契約した月ぎめの基本保育料（延長保育料などは除く）」と「62,000円（当補助制度月額補助限度額）」を比べ、低い方の額を限度額とする。

2. 施設等利用費の金額を調べる…B

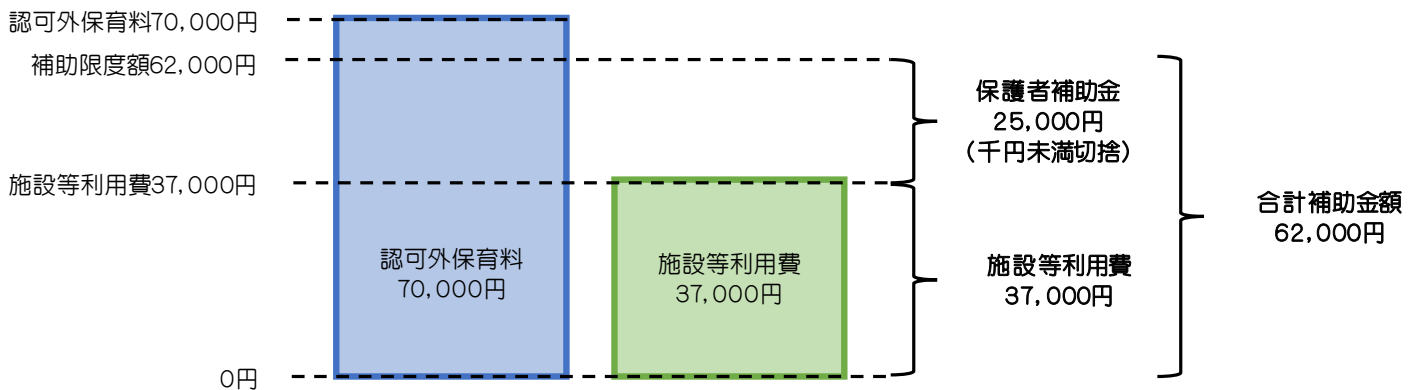
3～5歳児クラスの方は、当補助金とは別に、施設等利用費 37,000円の給付を受けることができます。
※当補助金の申請とともに、施設等利用費の請求も必要です。

3. AとBの差額を計算し1,000円未満を切り捨てる

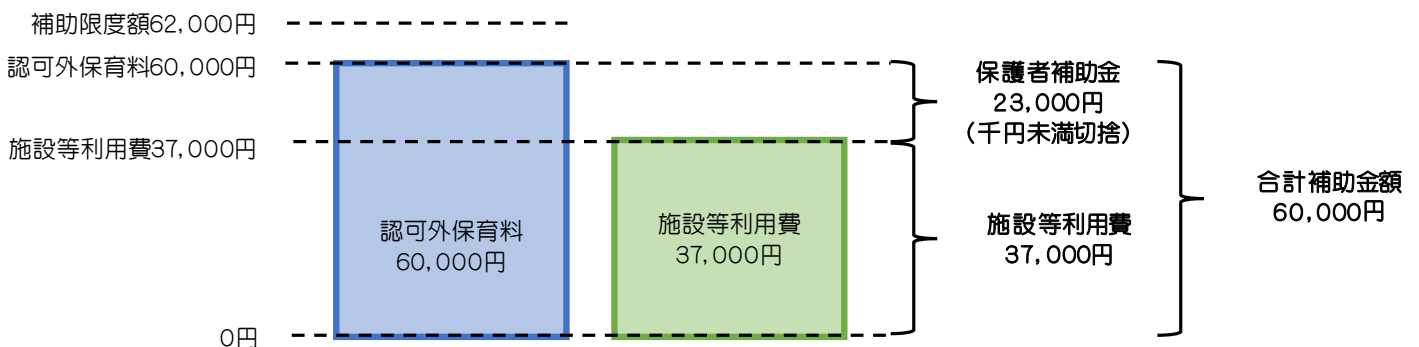
$A - B =$ 補助金月額（1,000円未満切り捨て）

算定例

【算定例1】認可外保育施設の月ぎめ保育料が70,000円の場合



【算定例2】認可外保育施設の月ぎめ保育料が60,000円の場合



提出書類

「全員」提出する書類

提出書類		提出回数
① 令和5年度中野区認証保育所等保護者補助金交付申請書兼口座振替依頼書（区様式）		年度に1回
② 施設等利用費請求書（区様式）	詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～ 現況調査・請求用～（認可外保育施設等向け）」 又は区 HP を参照	各支払い期ごと
③ 特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証（区様式）		各支払い期ごと



「該当する方のみ」提出する書類

該当要件	提出書類	提出回数
認証保育所以外の認可外保育施設を利用している場合	④ 利用施設の契約書のコピー	年度に1回
	⑤ 契約内容が記載された書類 （週〇日、1日△時間、××コース、月ざめ基本保育料等）	年度に1回
	⑥ 利用施設の保育料表	年度に1回
令和5年3月31日までに施設等利用給付認定（新2号認定）の申請を行っている場合	⑦ 現況届（区様式）	年度に1回
	⑧ 保育の必要性を確認できる書類	年度に1回

詳細は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～（認可外保育施設等向け）」又は区 HP を参照



申請期限

提出書類①～⑥の申請期限

	申請対象期間	書類提出期限		決定通知 発送時期	交付予定時期
		区役所窓口 区役所へ郵送（必着）	地域事務所		
第1期	4月～7月分	令和5年7月14日（金） 17時	令和5年7月12日（水） 17時	令和5年9月中旬	令和5年9月末頃
第2期	8月～11月分	令和5年11月10日（金） 17時	令和5年11月8日（水） 17時	令和6年1月中旬	令和6年1月末頃
第3期	12月～3月分	令和6年3月8日（金） 17時	令和6年3月6日（水） 17時	令和6年5月中旬	令和6年5月末頃

※令和4年度に当補助金制度を利用していた方も、改めて申請が必要です。

※上記いずれかの期に申請すれば、令和5年度中は有効となります。ただし、転園した場合は改めて申請が必要です。

※令和5年度中に限り、第2・3期に申請した場合でも4月分まで遡って申請することが可能です。

ただし、第3期締切日以降は申請することができませんのでご注意ください。

提出書類⑦～⑧の申請期限

令和5年7月14日（金）17時

※提出書類①～⑥とあわせて提出しない場合は、提出先は中野区役所のみ

書類提出先

郵送	〒164-8501 中野区中野四丁目8番1号 中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 行 ※郵送で提出した場合、未着について区は一切責任を負えません。一般書留や簡易書留など、配達記録の残る方法を推奨しています。
持参	(1) 中野区役所 子ども総合窓口（3階11番） (2) 南中野・東部・江古田・野方・鷺宮の各地域事務所 ※（2）各地域事務所でご提出いただく場合は、書類の受け取りのみとなり、その場で審査やご質問等に答えることはできません。また、追加書類など一部書類のみの受付はできません。 審査を行うに当たり支障のある不備については後日中野区役所から連絡いたします。

関連するホームページ

認証保育所等保護者補助金
(各種書類のダウンロードもできます)



幼児教育・保育無償化



補助対象施設一覧



よくある質問



MEMO